

○ 刑事法

第1条

1 自発的に参加していない者に対して、性交又は行為の重大性に鑑みて性交と同等とみなされる他の性的行為を行った者は、レイプ罪として2年以上6年以下の拘禁刑に処する。人が自発的に参加したか否かの判断に当たっては、その自発性が言語、行為その他の方法により表明されていたか否かの点についての判断に特段の注意を要する。以下に該当する場合、人が自発的に行為に参加したものと判断してはならない。

(1) 暴行その他の暴力又は違法行為を行う旨の脅迫、第三者の犯罪行為を告訴又は告発する旨の脅迫、第三者についての不利な情報を明らかにする旨の脅迫を受けたため参加した場合

(2) 行為者において、人が、意識がない状態、睡眠、著しい恐怖、アルコール又は薬物の影響、疾病、身体的傷害、精神的障害その他の状況に鑑みて、特に脆弱な状況に置かれていることを不当に利用した場合

(3) 行為者が、人の行為者に対する従属的な立場を著しく濫用して、人を当該行為に参加させた場合

2 犯行状況に鑑みて、前項の犯罪の重大性が低いと判断される場合には、レイプ罪として4年以下の拘禁刑に処する。

3 第1項に規定する犯罪が重大であると判断される場合には、加重レイプ罪として5年以上10年以下の拘禁刑に処する。犯罪が重大であるか否かの判断に当たっては、行為者が暴力又は特に重大な性質の脅迫を行ったか否か、複数で被害者に暴行を加え、又はその他の方法で暴行に加わったか否か、犯行の方法、被害者が低年齢であること、その他の事情に鑑み、行為者が著しい冷酷さ又は残虐さを示したか否かを特に判断しなければならない。(法律 (2018 : 618))

第1a条

1 第1条に規定する行為を行い、かつ、人が自発的に参加していないことについて著しく不注意であった者は、過失レイプ罪として4年以下の拘禁刑に処する。

2 状況に鑑みて、前項の犯罪の重大性が低いと判断される場合には、その責任を問わない。(法律 (2018 : 618))

第2条

- 1 自発的に参加していない者に対して第1条に規定する行為以外の性的行為を行った者は、性的暴行罪として2年以下の拘禁刑に処する。人が自発的に参加したか否かの判断に当たっては、第1条第1項第2文及び第3文を適用する。
- 2 前項の犯罪が重大であると判断される場合は、加重性的暴行罪として6月以上6年以下の拘禁刑に処する。犯罪が重大であるか否かの判断に当たっては、行為者が暴力又は特に重大な性質の脅迫を行ったか否か、複数で被害者に暴行を加え、又はその他の方法で暴行に加わったか否か、犯行の方法、被害者が低年齢であること、その他の事情に鑑み、行為者が著しい冷酷さ又は残虐さを示したかどうかを特に判断しなければならない。(法律(2018:618))

第3条

- 1 第2条に規定する行為を行い、かつ、人が自発的に参加していないことについて著しく不注意であった者は、過失性的暴行罪として4年以下の拘禁刑に処する。
- 2 状況に鑑みて、当該行為の重大性が低いと判断される場合には、その責任を問わない。(法律(2018:618))

第4条

- 1 15歳未満の児童に対して性交又は行為の重大性に鑑みて性交と同等とみなされる他の性的行為を行った者は、児童に対するレイプ罪として2年以上6年以下の拘禁刑に処する。
- 2 15歳以上18歳未満であり、かつ、行為者の卑属、行為者に養育されている者若しくはそれらの者と同等の関係にある児童、又は当局の決定に基づき行為者が養育又は監督する責任を有する児童に対し、第1項に規定する行為を行った場合も、同様とする。
- 3 第1項又は第2項に規定する犯罪が重大であると判断される場合は、児童に対する加重レイプ罪として5年以上10年以下の拘禁刑に処する。犯罪が重大であるか否かの判断に当たっては、行為者が暴力又は特に重大な性質の脅迫を行ったか否か、複数で児童に暴行を加え、又はその他の方法で暴行に加わったか否か、犯行の方法、被害者が低年齢であること、その他の事情に鑑み、行為者が著しい冷酷さ又は残虐さを示したか否かを特に判断しなければならない。(法律(2018:618))

第5条

犯行状況に鑑みて、第4条第1項又は第2項に規定する犯罪の重大性が低いと判断される場合には、児童に対する性的搾取罪として4年以下の拘禁刑に処する。(法律(2018:618))

第6条

- 1 15歳未満の児童，又は行為者と第4条第2項に規定する関係にある15歳以上18歳未満の児童に対し，第4条及び第5条に掲げる行為以外の性的行為に及んだ者は，児童に対する性的暴行罪として2年以下の拘禁刑に処する。
- 2 前項の犯罪が重大である場合は，児童に対する加重性的暴行罪として1年以上6年以下の拘禁刑に処する。犯罪が重大であるか否かの判断に当たっては，行為者が児童の親族であるか否か，又はその他行為者が自己の立場に乗じ，若しくは特別な信頼を悪用したか否か，複数で児童に暴行を加え，又はその他の方法で暴行に加わったか否か，犯行の方法，児童が低年齢であること，その他の事情に鑑み，児童に対する冷酷な搾取を伴うものであったか否かを特に考慮しなければならない。(法律(2018:618))

第7条

- 1 本章前条までの規定に該当しない場合において，自己の実子又はその卑属と性交した者は，卑属との性交罪として2年以下の拘禁刑に処する。
- 2 本章前条までの規定に該当しない場合において，自己と両親が同じである兄弟姉妹と性交した者は，兄弟姉妹との性交罪として1年以下の拘禁刑に処する。
- 3 本条の規定は，違法な強制その他不当な方法によって当該行為を行わされた者には適用しない。(法律(2005:90))

第8条

- 1 15歳未満の児童に性的姿態をとらせ，又は性的姿態をとらせるために児童を誘引若しくは搾取した者は，性的姿態に係る児童に対する搾取罪として罰金又は2年以下の拘禁刑に処する。
- 2 性的姿態をとらせることが児童の健康や発達を妨げる要因とされる場合には，15歳以上18歳未満の児童に対して同様の行為に及んだ者にも前項の規定を適用する。
- 3 犯罪が重大である場合，性的姿態に係る児童に対する加重搾取罪として6月以上6年以下の拘禁刑に処する。犯罪が重大であるか否かの判断に当たっては，当該犯罪が大規模に実行されたか否か，多額の利益を伴うものであったか否か，又は児童に対する冷酷な搾取に相当するか否かについて特に考慮しなければならない。(法律(2005:90))

第10条

- 1 本章前条までに規定するもののほか，15歳未満の児童に性的に接触し，性的意味を有

する行為を行わせ、又はこれに参加させた者は、性的嫌がらせの罪として罰金又は2年以下の拘禁刑に処する。

- 2 他人が不快感を覚えるような方法で自己を露出し、その他言動によって人の性的高潔さを害するみだらな行為に及んだ者にも、前項の規定を適用する。(法律(2005:90))

第10a条

15歳未満の児童に対して第4条、第5条、第6条、第8条又は第10条に規定された犯罪行為に及ぶ目的で、児童に直接会うことを提案し、又は児童と直接会った者は、性的目的で児童に直接会うため児童に接触した罪として罰金又は2年以下の拘禁刑に処する。(法律(2017:1068))

第13条

一定の年齢未満の者に対して及んだ行為に係る本章に規定する責任は、その者が一定の年齢未満であることについて不注意であった者に対しても課せられる。(法律(2018:618))

第14条

- 1 15歳未満の児童に関する第5条、第6条第1項、第8条第1項又は第10条第1項に規定する行為に及んだ者であっても、行為者と児童との間に年齢と発育の差がほとんどなく、かつ、その他の状況に鑑みて当該行為が児童に対する暴行を伴わないことが明らかである場合には、その責任を問わない。
- 2 第10a条に掲げる行為に及んだ者であっても、その行為が第1項に掲げる行為を意図したものであり、かつ、行為が行われたとしても同項に規定するところに従って児童に対する暴行を伴うものでないことが明らかな限り、前項の規定を適用する。(法律(2009:343))

第15条

- 1 レイプ罪、加重レイプ罪、性的暴行罪、加重性的暴行罪、児童に対するレイプ罪、児童に対する加重レイプ罪、児童に対する性的搾取罪、児童に対する性的暴行罪、児童に対する加重性的暴行罪、性的姿態に係る児童に対する搾取罪、性的姿態に係る児童に対する加重搾取罪、児童の性的行為の購入罪、性的サービスの購入罪、売春あっせん罪及び加重売春あっせん罪の未遂については、23章に基づいて処罰する。

2 売春あっせん罪の準備並びにレイプ罪，加重レイプ罪，児童に対するレイプ罪，児童に対する加重レイプ罪，性的姿態に係る児童に対する加重搾取罪，加重売春あっせん罪の準備，共謀又は情報提供・予防を怠った行為についても，前項の規定を適用する。（法律（2018：618））